

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市北矢三町2丁目1番1号 徳島科学技術高校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国の競歩競技関係者に対して、競歩競技に関する支援活動を通じて、競技運営の効率化、競技者及び関係者の支援、高校生の技術教育等を推進し、もって日本の競歩文化の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 競歩運営支援システムの開発及び提供
 - ② 競歩競技の大会運営支援
 - ③ 高校生を中心とした情報技術教育及び開発支援
 - (2) その他の事業
 - ① 競歩競技関連物品の製作・販売
 - ② 競歩競技以外のツール開発及び物品製作
 - ③ 青少年の活動の支援に関連する物品等の提供及び経済的支援
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、社員として総会において議決権を有する者
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない者

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申

し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員の入会金及び会費は徴収しない。賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後1事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、徳島県に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	赤尾 拓海
副理事長	宮本 慎也
理事	切原 宏和
監事	村上 楓
同	稲田 奏葉

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から翌年の3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の賛助会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 2,000円

(2) 年会費 3,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 競歩運営サポート徳島

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	赤尾 拓海		無
副理事長	宮本 慎也		無
理事	切原 宏和		無
監事	村上 楓		無
監事	稲田 奏葉		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

競歩は、日本が国際的にも高い評価を受けている陸上競技のひとつであり、その魅力と価値を広く伝えることは、スポーツ文化の振興や地域社会の活性化にもつながる重要な取り組みです。

しかしながら、競歩競技の大会運営においては、紙媒体による情報伝達の非効率性や、人的リソース不足、情報集計の遅延、手作業による記入ミスなどの課題が長年にわたり指摘されてきました。

私たちは、これらの課題を解決するため、徳島科学技術高等学校の生徒とともに、授業の一環として開発した競歩運営支援システムを活用し、全国 36 都道府県、およびインターハイ、国体、日本選手権等の大会での活用実績を積んでまいりました。

本法人では、高校生を中心とした活動の中でこのシステムの普及を図るとともに、将来的には競技者の違反傾向分析等を可能にするツールの開発を通じて、競技全体の支援に取り組めます。また、開発費用等を広く社会から募り、非営利の立場で活動を継続・発展させるために、特定非営利活動法人としての設立を決意いたしました。

2 申請に至るまでの経過

当団体は、競歩大会運営に携わる中で、現場の課題を解決すべく運営支援ツールを開発し、各地で導入・実証を重ねてきました。全国 36 都道府県での導入が進み、地方大会から全国大会に至るまで幅広く活用されるまでに至っています。

今後、より多くの大会へと支援を拡大し、開発体制を強化していくためには、法人格の取得が不可欠と判断し、ここに特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和 7 年 2 月 7 日 集会で設立の意思確認

令和 7 年 4 月 1 7 日 準備会開催

令和 7 年 4 月 2 4 日 設立総会開催

令和 7 年 4 月 2 4 日

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島

設立代表者 (氏名) 切原 宏 和

令和7年度事業計画書

設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島

1 事業実施の方針

この法人は、設立趣旨に基づき、競歩競技の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とし、以下の方針のもと事業を実施する。

- (1) 競歩競技の普及・啓発を図り、地域住民及び青少年の健全な育成に貢献する。
- (2) 競歩大会の円滑な運営を支援し、競技者・指導者・審判員の技術向上を促進する。
- (3) 情報技術を活用した運営支援ツールの開発・普及を推進する。
- (4) 高校生を対象とした情報技術教育・開発支援を行い、次世代の人材育成に努める。
- (5) 透明性と公正性を確保し、開かれた組織運営を心がける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
競歩運営支援 システムの開 発及び提供	競歩競技会の運営を 支援するシステムの 開発・提供を行う。 主に全国各地で開催 される大会へ遠隔支 援を実施し、依頼が あれば現地出張によ る運営補助も行う。	通年(遠 隔支援 は随時、 現地対 応は依 頼時)	全国各 地(遠隔)/依頼 地域現 地	5人	全国の競歩 競技大会運 営者・審判員 約100名	30
競歩競技の大 会運営支援	徳島県内を中心とし た競歩大会運営支援 (審判支援、IT機材 運用支援等)	年2回(夏・秋)	全国各 地(依頼 地域)	10人	競技者・大会 関係者 約 300名	50
高校生を中心 とした情報技 術教育及び開 発支援	高校生を対象にITス キル教育(プログラ ミング・システム開 発基礎)を実施	週1回程 度(長期 休業日 を除く)	徳島県 内高校 ・公共施 設	5人	高校生 約15 名	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出 見込額 (千円)
競歩競技関連 物品の製作・販 売	競歩審判用のパド ル、競歩掲示板用マ グネット等、競歩運 営に用いる物品の製 作および販売を行 う。	通年	全国発 送	審判員、 大会主 催者等 約30団 体	5
競歩競技以外 のツール開発 及び物品製作	各団体のニーズに応 じたツールや関連物 品などを開発・提供 する。	通年		スポー ツ団体 等約20 団体	5
青少年の活動 の支援に関連 する物品等の 提供及び経済 的支援	青少年の健全育成を 目的とし、教育機関 の部活動に対して支 援を行う。支援内容 は、競技用具やICT 機材の提供、大会・ 発表会等への参加支 援を含む。	通年	徳島県 内高等 学校な ど	高校生 部員 (ICT ・競歩) 約40名	20

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島

1 事業実施の方針

この法人は、設立趣旨に基づき、競歩競技の発展と地域社会の活性化に寄与することを目的とし、以下の方針のもと事業を実施する。

- (1) 競歩競技の普及・啓発を図り、地域住民及び青少年の健全な育成に貢献する。
- (2) 競歩大会の円滑な運営を支援し、競技者・指導者・審判員の技術向上を促進する。
- (3) 情報技術を活用した運営支援ツールの開発・普及を推進する。
- (4) 高校生を対象とした情報技術教育・開発支援を行い、次世代の人材育成に努める。
- (5) 透明性と公正性を確保し、開かれた組織運営を心がける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
競歩運営支援 システムの開 発及び提供	競歩競技会の運営を 支援するシステムの 開発・提供を行う。 主に全国各地で開催 される大会へ遠隔支 援を実施し、依頼が あれば現地出張によ る運営補助も行う。	通年(遠 隔支援 は随時、 現地対 応は依 頼時)	全国各 地(遠隔)/依頼 地域現 地	5人	全国の競歩 競技大会運 営者・審判員 約100名	30
競歩競技の大 会運営支援	徳島県内を中心とし た競歩大会運営支援 (審判支援、IT機材 運用支援等)	年3回(春・夏・ 秋)	全国各 地(依頼 地域)	10人	競技者・大会 関係者 約 300名	70
高校生を中心 とした情報技 術教育及び開 発支援	高校生を対象にITス キル教育(プログラ ミング・システム開 発基礎)を実施	週1回程 度(長期 休業日 を除く)	徳島県 内高校 ・公共施 設	5人	高校生 約15 名	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	支出 見込額 (千円)
競歩競技関連 物品の製作・販 売	競歩審判用のパド ル、競歩掲示板用マ グネット等、競歩運 営に用いる物品の製 作および販売を行 う。	通年	全国発 送	審判員、 大会主 催者等 約30団 体	5
競歩競技以外 のツール開発 及び物品製作	各団体のニーズに応 じたツールや関連物 品などを開発・提供 する。	通年		スポー ツ団体 等約20 団体	5
青少年の活動 の支援に関連 する物品等の 提供及び経済 的支援	青少年の健全育成を 目的とし、教育機関 の部活動に対して支 援を行う。支援内容 は、競技用具やICT 機材の提供、大会・ 発表会等への参加支 援を含む。	通年	徳島県 内高等 学校な ど	高校生 部員 (ICT ・競歩) 約40名	20

令和7年度 活動予算書 /
 設立の日から令和8年3月31日まで /

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島 /
 (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	105,000		
2 受取寄附金			
受取寄付金	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
物品販売収益		30,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計(A)	105,000	30,000	135,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
旅費交通費	30,000		
通信費	50,000		
材料費(物品製作費等)		10,000	
部活動等支援費		20,000	
支払利息	0		
その他経費計	80,000	30,000	110,000
事業費計	80,000	30,000	110,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計(B)	80,000	30,000	110,000
当期経常増減額(A-B)	25,000	0	25,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)	0	0	0

IV 經常外費用			
1 過年度損益修正益			
經常外費用計(D)	0	0	0
經理区分振替額			0
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)	25,000	0	25,000
設立時正味財産額(F)	0		0
次期繰越正味財産額(E+F)			25,000

令和8年度 活動予算書 /
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで /

特定非営利活動法人競歩運営サポート徳島

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	120,000		
2 受取寄附金			
受取寄付金	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
物品販売収益		30,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計(A)	120,000	30,000	150,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
旅費交通費	50,000		
通信費	50,000		
材料費(物品製作費等)		10,000	
部活動等支援費		20,000	
支払利息	0		
その他経費計	100,000	30,000	130,000
事業費計	100,000	30,000	130,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
人件費計	0	0	0
(2)その他経費			
会議費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計(B)	100,000	30,000	130,000
当期経常増減額(A-B)	20,000	0	20,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)	0	0	0

IV 經常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
經常外費用計(D)	0	0	0
經理区分振替額			0
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)	20,000	0	20,000
前期繰越正味財産額(F)	25,000		25,000
次期繰越正味財産額(E+F)			45,000